(第3種郵便物認可)　21. 11. -2　中　四

新型インフルワクチン

妊婦らへ接種本格化

滋賀、福井はきょうから　愛知、三重16日開始

重症化のリスクが高い妊婦や、基礎疾患（持病）がある人への新型インフルエンザのワクチン接種が二日、各地の医療機関で本格的に始まった。

妊婦や、ぜんそくなどの持病がある人は重症化しやすく、医療従事者に次ぐ優先接種対象。十月十九日から接種が始まった医療従事者の接種回数が二回から一回に変更になり、日程が繰り上がった。

厚生労働省によると、対象は妊婦約百万人と、ぜんそくや糖尿病などの持病がある人（約九百万人）のうち、一歳から小学校低学年の子どもや入院患者ら約六百万人。妊婦は防腐剤を加えていないワクチンが今月中旬から使えるため、接種開始を十六日以降とする自治体も多い。

接種を希望する場合、かかりつけ医が受託医療機関であれば、接種日時を決めて予約。母子健康手帳や健康保険証を持参し、窓口に提示する。受託医療機関でなければ、主治医に「優先接種対象者証明書」を発行してもらい、別の受託機関で接種する。

妊婦と持病のある人の接種は当面二回。費用は原則自己負担で、一回目は三千六百円、二回目は二千五百五十円。低所得世帯には負担軽減措置もある。

◇

共同通信のまとめ（十月三十日時点）では、滋賀、福井、富山など十七県が二日に開始。岐阜、和歌山、山口の三県は、既に十月三十日から前倒しで実施。

愛知や三重などは十六日から始める。数日中に始めるとしている自治体もあり、今月中旬までには、すべての都道府県で接種が始まる見通しだ。

入院の子へ接種前倒し

愛知県、1週間程度

愛知県は二日、基礎疾患があり県内の医療機関に入院している一歳から小学三年生までの子どもを対象に、九日の週から新型インフルエンザのワクチン接種を一週間程度前倒しして始めると発表した。

県新型インフルエンザ対策室によると、優先接種の第一陣となった医療従事者への接種回数が二回から一回に変更されたため、国から配分されたワクチンの余剰分を前倒しして活用する。現在、医療機関を通じて希望者数を調査している。

妊婦と入院以外の基礎疾患のある一歳～小学三年生への優先接種は十六日から始める予定に変更はない。

新型インフルエンザのワクチン接種に関するQ&Aをまとめた。

Q&A

Q　誰でも接種できるのか。

A　当面は、妊婦や持病がある人など重症化のリスクが高い人が優先される。

Q　接種は義務なのか。

A　希望すれば接種できるが、義務ではない。

Q　いつごろ、どこで接種できるか。

A　厚生労働省の優先接種の目安をもとに、都道府県が接種時期を決める。接種できる医療機関は自治体のホームページや広報紙で公表する。

Q　妊婦は接種しても問題ないか。

A　使用されるワクチンは生ワクチンではないので、特に重い副作用は起こらないと考えられている。希望すれば、より安心な防腐剤が入っていないワクチンも接種できる。

Q　どのような副作用があるか。

A　接種した部位が赤くなったり、腫れるほか、発熱や頭痛、まれに発疹（ほっしん）が起こることもある。接種した医療従事者二万人を対象とした調査では嘔吐（おうと）など重い副作用が五例報告されたが、いずれも軽快、回復している。

Q　接種は何回受ければいいのか。

A　妊婦や持病がある人は、臨床試験の結果が出るまで当面二回接種する。十三歳未満の子どもは二回だ。

Q　新型インフルエンザに感染した人は接種が必要か。

A　感染、発症した人は免疫を持っていると考えられるため、必要はない。感染したか分からない場合、希望すれば接種できる。

より安心な防腐剤なしも

新型インフルエンザワクチン接種
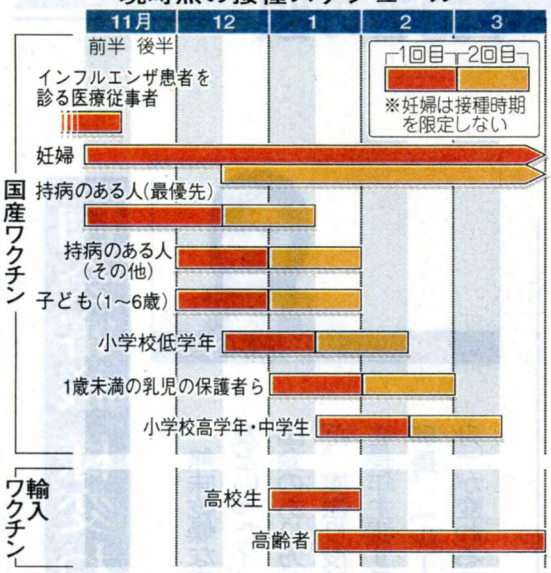
現時点の接種スケジュール